

お、これらの条件に該当する適地が存在しない場合、新たに生息環境を創出し、そこへ移動を行う。

・ 進入防止柵の設置

前項で記載したとおり、移動は造成工事の工事年次を考慮して行うことから、後年次の改変区域に生息する重要な種の生息個体及び移動を行った生息個体の、改変区域内への進入を防止するため、改変区域の境界に進入防止柵を設置し、生息個体の保護を図る。

・ 工事期間の調整等

ズグロミゾゴイについては、改変区域内で営巣を確認しており、卵及び幼鳥期の場合は移動能力は低いかほとんどないため、造成により個体が消失することが予測され、生息状況に及ぼす環境影響の程度が極めて小さいとは判断されない。このため、「事業実施区域周辺の重要な個体群の存続」を環境保全上の基本的な考え方とし、環境保全措置を以下のとおり検討した。

- ・ 空港施設予定地内で繁殖が確認されたズグロミゾゴイについては、工事直前に踏査を行い営巣が確認された場合、繁殖が終了するまでは、営巣箇所周辺を避けて工事を行うこととする。ただし、航空障害灯予定地の営巣地については事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、繁殖期（4～6月）を避け、9～11月に工事を実施することとしており、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。
- ・ リュウキュウツミについては、航空障害灯予定地の営巣地については事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、繁殖期（4～6月）を避け、9～11月に工事を実施することとしており、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

② 建設機械の稼働

建設機械の稼働による騒音の影響については、ズグロミゾゴイの改変区域内の営巣地点では、繁殖率が低下するか、繁殖が行われないおそれがあるものと予測され、生息状況に及ぼす環境影響の程度が極めて小さいとは判断されない。このため、「事業実施区域周辺の重要な個体群の存続」を環境保全上の基本的な考え方とし、環境保全措置を以下のとおり検討した。

- ・ 工事直前に踏査を行い、60dBを超えると予測された地点及びその近傍などにおいて実際に営巣が確認された際には、工事中は繁殖状況の調査を行い、状況に応じて営巣箇所近傍における建設機械の稼働台数の調整を行うなど、騒音低減等の配慮を行う。